



お米の検査について(1)～残留農薬検査～

当センターでは、年3回(学期毎)に、お米の検査を実施しています。

センター職員が各地域の貯蔵低温倉庫へ出向き、食品衛生法に基づくカドミウムの検体抽出法により採取した玄米を、外部の公的検査機関に委託し検査しています。

その検査結果は、関係市町教育委員会等へ報告しています。

- 検査項目は、①玄米の残留農薬検査
②玄米のDNA鑑定
③玄米のカドミウム分析
④精米の品位分析、鮮度判定 です。



今号では、①玄米の残留農薬検査について紹介します。

玄米に使用される農薬は、JAごとに、また年産ごとに異なります。そのため当センターでは、各JAの栽培暦に基づき、栽培期間中に使用している農薬情報をJA全農兵庫経由で収集し、使用している全農薬を対象として残留農薬検査を実施し、基準値以下であることを確認しています。

令和5年産米に関しては、のべ82種類の農薬の検査を実施しました。

《残留農薬基準値とは》

食品中の農薬の残留基準値は、適正に農薬が使われているかどうかを確かめるための基準で、「食品衛生法」によって定められています。

残留基準値は、定められた使用方法で農薬を使用した際の残留濃度等に基づき、食品を通じた農薬の摂取量が、一日許容摂取量と急性参照用量をそれぞれ超えないことを確認し、人の健康を損なうおそれがないよう、各農薬および食品に、設定されています。

【一日許容摂取量と急性参照用量】

登録申請時に提出される毒性試験成績の結果から、設定されます。

- ・一日許容摂取量(ADI) : 人がその農薬を毎日生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量
- ・急性参照用量(ARfD) : 人がその農薬を24時間又はそれより短時間の間に摂取しても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量

※残留基準が定められていない農薬は、一律(0.01ppm)を基準とします。

(参考:厚生労働省HP 食品中の残留農薬等)

【令和6年9月需要分玄米:82農薬】の残留値は、全て基準値以下でした。

今後とも適切に検査を行い、安全・良質な学校給食用物資の供給に努めていきます。

次号では、お米の検査②③④について紹介します。

